

規制の事前評価書

政策の名称	養子縁組里親の制度化及びそれに伴う研修の義務付け	担当部局名	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課	作成責任者名	家庭福祉課長 大隈 俊弥	評価実施時期	平成28年3月
法令案等の名称・関連条項	児童福祉法等の一部を改正する法律案による改正後の児童福祉法第6条の4第1項第2号、第34条の20第1項第1～4号						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的・必要性】 近年、児童虐待の増加等により社会的養護を必要とする児童の数が増加している。こうした中、実親による養育が困難な児童等の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図る仕組みとして、養子縁組の重要性が高まっている。養子縁組里親に委託される児童は、虐待を受けている場合など様々な状況にあることから、そうした児童を養育するための知識やスキルを身につける必要があるなど、全国的に一定の水準を確保することが必要不可欠である。</p> <p>【規制の内容】 養子縁組里親を法律に規定し、欠格要件や研修の修了等の要件を規定する。</p>						
想定される代替案	養子縁組里親を法律に規定し、欠格要件を設けるが、研修受講を義務付けない。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	養子縁組里親となることを希望する者において、研修を受けるための費用が発生する。	新たな費用負担は発生しないものと考えられる。					
2 行政費用	都道府県において、これまで養子縁組里親の名簿の作成、養育里親名簿への登録及び抹消並びに研修を行っていなかった場合に、これらを行うための費用が発生する。	都道府県において、養子縁組里親の名簿の作成、養育里親名簿への登録及び抹消並びに希望するものに対する研修を行っていなかった場合に、これらを行うための費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>【児童への便益】 欠格要件の創設や研修等を養子縁組里親の要件とすることにより、養子縁組里親による養育の質を担保することが可能となり、児童の健全な育成が図られる。</p> <p>【養子縁組里親となることを希望する者の便益】 研修を受講することにより要保護児童の養育についての理解が図られ、児童との円滑な親子関係の形成が可能となる。</p> <p>児童の健全な育成を図るためには、養子縁組里親について、一定水準以上の養育の質を確保することが重要である。改正案において、養子縁組里親となることを希望する者は、一定期間研修を受講すれば足りるものであり、また、現在も多くの都道府県において養子縁組里親の研修や名簿の登録が行われていることから、発生する費用を大きく上回る便益があり、適切な規制であると考えられる。一方、代替案を採用した場合には、養子縁組里親となることを希望する者や都道府県において大きな費用の増加はないものの、養育の質の確保が困難となり、児童の健全な育成を図るという目的を達成できなくなることから得られる便益は限定的であり、必ずしもその便益が費用を上回るとは言えないことから、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>						
有識者の見解その他関連事項	<p>・「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が平成28年3月10日にとりまとめた報告(提言)において、「養子縁組里親については、研修や認定等のあり方を見直すことが必要である。」と記載されている。</p> <p>・平成26年度厚生労働科学研究「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」の中間まとめにおいて、養子縁組里親への研修の必要性が指摘されている。</p>						
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、当該規定に基づいて対応する。						